# 第5章 第3期計画の評価・見直し

#### 1 評価の時期

計画の見直しは、3年後の R8年度に進捗確認のための中間評価を行い、必要に応じて見直しを 行います。

また、計画の最終年度の R11 年度においては、次期計画の策定を円滑に行うための準備も考慮に入れて評価を行う必要があります。

## 2 評価方法・体制

保険者は、健診・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることが求められており、保険者努力支援制度においても4つの指標での評価が求められています。

### ※評価における4つの指標の視点

ストラクチャー	・事業の運営状況を定期的に管理できる体制を
(保健事業実施のための体制・システ	整備しているか。(予算等も含む)
ムを整えているか)	・保健指導実施のための専門職の配置
	・KDB 活用環境の確保
プロセス	・保健指導等の手順・教材はそろっているか
(保健事業の実施過程)	・必要なデータは入手できているか。
	·スケジュールどおり行われているか。
アウトプット	•特定健診受診率、特定保健指導率
(保健事業の実施量)	・計画した保健事業を実施したか。
	・保健指導実施数、受診勧奨実施数など
アウトカム	・設定した目標に達することができたか
(成果)	(検査データの変化、医療費の変化、糖尿病等
	生活習慣病の有病者の変化、要介護率など)

具体的な評価方法は、国保データベース(KDB)システムに毎月、健診・医療・介護のデータが掲載されるので、保健指導に当たる保健師・栄養士等が、担当地区の被保険者分について、受診率・受療率、医療の動向等の確認を定期的に行います。

また、特定健診の国への実績報告後のデータを用いて、経年比較を行うとともに、個々の健診結果の改善度を評価していきます。

# 第6章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い

### 1 計画の公表・周知

計画は、被保険者や保健医療関係者等が容易に知りえることが重要であるため、国指針において、公表するものとされています。

具体的な方策としては、ホームページや広報誌を通じた周知のほか、地域の医師会等などの関係 団体経由で医療機関等に周知します。これらの公表・配布に当たっては、被保険者、保健医療関係 者の理解を促進するため、計画の要旨等をまとめた簡易版を策定する等の工夫をして実施します。

#### 2 個人情報の取扱い

保険者等においては、個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じます。







焼津市国民健康保険 第3期保健事業実施計画 (データヘルス計画)

発行:焼津市

編集:焼津市健康福祉部健康づくり課

〒425-8502

焼津市本町5-6-1 焼津市役所アトレ庁舎 1 階

TEL 054-627-4111 FAX 054-627-9960

発行年月:令和6年3月